

重要管路整備実施設計業務委託（その1） 標準仕様書

第1章 総則

（適用）

第1条 本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

（提出書類）

第2条 受注者は、契約締結後、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）業務計画書
- （2）着手届及び工程表
- （3）管理技術者及び照査技術者届
- （4）その他必要な書類

（標準仕様書の適用範囲）

第3条 本業務は、標準仕様書—業務委託標準仕様書—【水道編】（愛知県企業庁）、測量業務共通仕様書（愛知県建設部）及び本特記仕様書に従い施工しなければならない。
ただし、特別な仕様については、発注者と協議の上、定めるものとする。

（法規厳守の義務）

第4条 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を厳守しなければならない。

（疑義）

第5条 仕様書その他業務内容に関する疑義については、契約前に明確にしておくこと。
本仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、速やかに受注者と協議して定める。

（中立性の堅持）

第6条 受注者は、常にコンサルタントとして中立性を堅持するよう努めなければならない。

（秘密保持）

第7条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（工程管理）

第8条 受注者は、業務計画等に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を適時発注者に報告しなければならない。

(管理技術者－設計業務)

第9条 管理技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士(上下水道部門／上水道及び工業用水道)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の『上水道及び工業用水道部門』の資格保有者でなければならない。

(照査技術者－設計業務)

第10条 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士(上下水道部門／上水道及び工業用水道)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

(現場代理人及び主任技術者－測量業務)

第11条 受注者は、現場代理人及び主任技術者をもって、秩序正しい測量業務を行わせるとともに、主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者を配置しなければならない。

2 主任技術者は、測量業務の履行に必要な知識と経験を有するものとし、測量業務全般にわたり技術上の一切の事項を処理するものとする。

(検査)

第12条 受注者は、成果品完成後はこれを発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

重要管路整備実施設計業務委託（その1） 特記仕様書

第1条 業務概要

本業務は、安城市北部浄水場からの重要管路を、地震等に対応した管へ更新する整備工事及び注入点部の既設管接続切替え工事を実施するために必要な設計書、計算書、協議書の作成を行うものである。

第2条 業務対象施設概要

対象施設は次のとおりである。

(1) 布設替詳細設計 1 業務

大口径（φ400）詳細設計 L=2,448m

(2) 測量 現地測量・路線測量（作業計画・現地踏査・中心線測量・横断測量）・基準点測量

作業内容

(1) 設計協議

1) 第1 回打合せ

発注者側の仕様・要望事項の内容の把握・確認と業務工程、方針および検討事項の内容等の説明、貸与資料等の確認。

2) 中間打合せ（3 回以上）

業務作業中に発生する諸条件の処理に関する確認。

3) 最終打合せ

業務完了時における総括説明および成果品納入、検収立ち会い。

(2) 管路詳細設計（大口径φ400、小口径）

1) 現地調査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物調査及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立会いを含む。測量、土質、試掘の調査は含まない。

2) 設計計画

設計路線のルート及び工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画と、各ブロックへの注入点（重要管路からの分岐点）における既設管への接続計画も含む。

3) 各種計算

構造計算、仮設計算等を行う。

4) 図面作成

位置図、平面図、縦横断図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面を作成する。

5) 数量計算

工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

6) 審査

基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

1) 協議資料作成

各許可権者との協議に使用する資料の作成を行う。

(4) 測量 (都市近郊・平地)

1) 現地測量

2) 路線測量 中心線測量 20m 間隔

3) 路線測量 横断測量 間隔100m及び変化点

4) 4級基準点測量 N=49点

(5) 関係機関協議

1) 道路管理者、所轄警察署等との協議試料、説明用資料作成を行う。なお、作成にあたっての詳細事項は発注者の指示による。

2) 本業務は今年度別途発注予定である“重要管路整備実施設計業務委託”と密接な係わりがある。よって受注者は、上記業務の受注者と十分な協議実施の上、遅滞無く業務を遂行すること。また、協議内容は本業務の成果に反映させること。協議毎に協議記録を作成し、相互に確認・保管すること。

第3条 (成果品)

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

1) 電子媒体 (CD-R) 1式

2) 図面 (A3) 1式

3) 数量計算書 1式

4) 構造計算書 1式

5) 報告書 1式

6) 測量成果簿 1式

7) 打合せ議事録 1式

8) その他監督員が指示するもの 1式

第4条 疑義の解釈

受注者は、業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は監督職員の指示を受けるか、もしくは協議しなければならない。

第5条 参考資料の貸与等

業務に必要な資料は、所定の手続きにより、貸与または観閲することができる。また、貸与された資料は、発注者の許可なく第三者に閲覧、貸与、支給してはならない。

第6条 準拠すべき図書等

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ①水道施設設計指針2012 | (日本水道協会) |
| ②水道施設維持管理指針2006 | (日本水道協会) |
| ③水道施設耐震工法指針・解説2009年版 | (日本水道協会) |
| ④水道施設設計業務委託標準仕様書2010 | (日本水道協会) |
| ⑤水道事業実務必携 | (全国簡易水道協議会) |
| ⑥日本水道協会規格 | (JWWA) |
| ⑦日本ダクタイル鉄管協会の各種資料 | |
| ⑧道路技術基準通知集 | (国土交通省) |
| ⑨調査等標準仕様書 | (愛知県建設部) |
| ⑩業務委託標準仕様書 | (愛知県企業庁) |
| ⑪測量業務共通仕様書 | (愛知県建設部) |
| ⑫設計業務等共通仕様書 | (愛知県建設部) |
| ⑬安城市水道工事設計要領 | (安城市) |
| ⑭コンクリート標準示方書 設計編 | (土木学会) |
| ⑮道路構造令の解説と運用 | (日本道路協会) |
| ⑯道路土工仮設構造物工指針 | (日本道路協会) |
| ⑰その他に、関係諸法令及び準拠する必要のある法令、規格、関連通達等 | |

(電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。